

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

# C-Box通信 5月号

## はじめに

「目には青葉、山、ホトギス、初鰐」の季節がやってきました。

新入社員や新入生にとって4月は初めての年度がスタートしたばかりで、緊張感と期待感が相まっていましたが、ここで大型連休が入ると、どうも中だるみ感や季節の変わり目による倦怠感で、いわゆる「5月病」を患いがちです。皆さんは大丈夫ですか？  
そんなこんな5月ですが、これから梅雨までの短い時期、新緑とさわやかな風を感じながら、爽快と過ごしたいですね。  
それでは、5月のC-BOX通信をお届け致します。



## 今月のコラム

### 「消費税について考えてみる」



これまで何度か税金のあり方についてコラムで触れてまいり  
ましたが、今回は消費税の在り方について考えてみたいと思  
います。

消費税は、もともと将来の高齢化社会を見据え、社会保障関係費用に充てるため、大型間接税をということで1979年の大平内閣で売上税という形で導入する予定でしたが、野党の反対で導入されず1989年(平成元年)に竹下内閣で消費税として導入されました。

消費税は、消費者が商品等を買う都度負担するもので、消費者が負担した消費税を、消費税を預かった事業者が納税する間接税という形式をとっています。また、商品・サービスが消費されるごとにその付加価値に対して課税されるので消費税の計算方法は大変複雑なものになっています。

それまでは、物品税という税金があり、物品ごとに必需品か贅沢品かを特定し、贅沢品にだけ課税されていました。

ここで、税の公平性という観点から見てみると現状の消費税には、消費税の納税を免除されている免税事業者の存在と、簡易課税方式という制度、そして、低所得者に対する消費税による逆進性の排除としての軽減税率があります。  
まず、免税事業者の存在で



ですが、これは税の公平性に反するとともに、10月から導入されるインボイス制度導入においても大きな障害となっています。本来、消費者が負担している消費税は、事業者の売上規模に関わらず納税されるべきものであり、免税事業者の制度をなくせば、インボイス制度も導入する必要がないのではないかと思われます。

また、先に消費税の計算方法は複雑になっていると申し上げましたが、これは消費されるごとにその付加価値に対して課税をするからです。売上を基準にみなし仕入れ率をもって計算する売上税的な発想の簡易課税制度によれば、計算も簡単になりますし、課税、非課税の区分も考えなくてすみ、課税仕入に対する不正・誤謬もなくなるのではないかと思います。

そして、税の逆進性を排除する目的の軽減税率も、計算を煩雑・複雑にするだけです。

逆進性を排除するのであれば、消費税率を一定に保った上で、一部、物品税を復活させれば良いのではないかと思います。

とにかく、消費税はいろいろな面で複雑で、我々専門家泣かせの税金です。

インボイス制度導入間近で、消費税の在り方に思いを巡らす今日此の頃です。





とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!

# いちご白書

## クイック税務

今月のクイック税務は“固定資産税の特例措置”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

## 今月のケース

## 新たな固定資産税の特例措置

## 設

備投資に伴う固定資産税の負担を軽減する特例措置として、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画※」に基づく一定の設備投資について、**3年間固定資産税をゼロから1/2とする措置**がありましたが、令和5年3月31日で廃止されました。

これと入れ替わるように、中小企業者が策定した「先端設備等導入計画」に基づく一定の設備投資について、**3年間固定資産税を1/2(貨上げ表明ありの場合は最長5年間1/3)とする措置**が、令和5年度税制改正により創設されました。

## 税制支援(固定資産税の特例措置)

## ① 概要

中小事業者等が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、適用期間内に一定の設備を取得した場合には、その設備に係る固定資産税の課税標準について、最初の3年間は1/2に軽減されます。

また、雇用者給与等支給額1.5%以上増加させる貨上げ方針を策定して従業員に表明したこと、新規申請時の認定申請書に記載等すると、次の取得日に応じた年数にわたり、1/3に軽減されます。

| 設備取得日              | 年数  |
|--------------------|-----|
| 令和5年4月1日～令和6年3月31日 | 5年間 |
| 令和6年4月1日～令和4年3月31日 | 4年間 |

## ② 対象事業者

対象となる中小事業者等とは次のいずれかに該当する事業者をいいます。

- 1 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人  
(ただし、大企業の子会社等を除く)
- 2 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 3 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

## ③ 適用期間

適用期間は、**令和5年4月1日から令和7年3月31日**までとなります。

## ④ 対象設備

対象設備は、年平均の投資利益率が5%以上と見込んだ投資計画に記載された、償却資産として課税される次の設備です。ただし、市区町村によって異なる場合があります。

| 設備の種類                          | 取得価額<br>(1台1基又は一の取得価額) |
|--------------------------------|------------------------|
| 機械装置                           | 160万円以上                |
| 工具、器具備品                        | 30万円以上                 |
| 建物附属設備<br>(家屋と一緒にして課税されるものは除く) | 60万円以上                 |

たとえ赤字でも減税が実現できる数少ない措置です。

積極的に活用しましょう。

※「先端設備等導入計画」とは、中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画です。  
(労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件です。)  
この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定して認定を受けた場合に税制支援や金融支援などを活用することができます。



もっと詳しく知りたい、相談したいという方は  
下記までお気軽に問い合わせください。

税理士法人才オフィスいちご  
有限会社コンサルティングボックス  
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145